

7 鉱区税に関する調

区分	総 鉱 区		左のうち 非課税鉱区		課税対象鉱区		調 定 額 (千円)	
	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)		
砂鉱を目的とし ない 鉱業権の 鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	26	5,743	0	0	24	5,868	1,148
	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	石油又は天然ガス鉱区以外	112	15,367	1	4	110	15,419	6,168
	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
と砂鉱を目的 とする 鉱区	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	0	0	0	0	0	0	0
合 計	138		1		134		7,316	

8 狩猟税に関する調

区分	税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円)	
狩	所得割額の納付を要する者	-	1,031	10,098
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0	0
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0	0
	③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	833	6,831
	④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	0	0
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	198	3,267
	所得割額の納付を要しない者	-	319	1,947
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0	0
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0	0
	⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	284	1,562
	⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	0	0
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	35	385
課税免除	-	458		
⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	411		
⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	47		
猟	所得割額の納付を要する者	-	5	28
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
	⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	3	12
	⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	0	0
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2	16
	所得割額の納付を要しない者	-	1	5
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	1	5
課税免除	-	1		
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1		
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	0		
税	所得割額の納付を要する者	-	1,429	7,229
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
	㉗ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1,095	4,490
	㉘ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	0	0
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	334	2,739
	所得割額の納付を要しない者	-	487	1,453
	㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	㉜ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	438	1,183
	㉝ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	49	270
課税免除	-	668		
㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	632		
㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	36		
関	所得割額の納付を要する者	-	95	350
	㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	14	
	㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	1	
	㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	32	86
	㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	48	264
	① ~ ⑬ の 合 計	-	4,494	21,110